

◎新潟県告示第789号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成29年6月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
株式会社さくら介護サービス	柏崎市駅前二丁目1番35号	みなと桜寿	柏崎市番神一丁目2番6号	小規模多機能型居宅介護	H29.5.1
株式会社さくら介護サービス	柏崎市駅前二丁目1番35号	みなと桜寿	柏崎市番神一丁目2番6号	介護予防小規模多機能型居宅介護	H29.5.1
社会福祉法人慈豊会	阿賀野市前山294番地1	グループホーム おおむろ	阿賀野市大室 1953番地1	認知症対応型共同生活介護	H29.4.10
社会福祉法人慈豊会	阿賀野市前山294番地1	グループホーム おおむろ	阿賀野市大室 1953番地1	介護予防認知症対応型共同生活介護	H29.4.10